

愛知地方最低賃金審議会 第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年8月7日(木) 午後2時～午後4時25分
場 所 桜華会館2階 梅の間
出 席 者
(公益代表委員) 中山委員、長谷川委員、水野委員
(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員
(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員
(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
白川賃金指導官、松永専門監督官、水谷賃金指導官、吉田賃金調査員
議 題 (1) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

白川賃金指導官

事務局より傍聴者及び報道機関の皆様にご案内いたします。

本日の第2回専門部会は午後2時からの開始予定で、会場はこちらの梅の間となります。

専門部会開催中は、受付にてお配りした注意事項を遵守いただくようお願いいたします。報道機関の方で、カメラ・ビデオ撮影をご希望の方は、会議冒頭のみとなりますので、よろしくお願ひします。

なお、報道機関以外の一般傍聴者の撮影は、ご遠慮いただくようお願いいたします。

まもなく、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員が入場されますので、しばらくお待ちください。

本日は議論の状況によっては休会となる可能性があります。休会中は、こちらの梅の間を、傍聴者及び報道機関の皆様の控室とさせていただきます。休会中は、誠に申し訳ありませんが、トイレ等必要以外は退室をご遠慮いただくようご協力ををお願いします。

まもなく、愛知県最低賃金専門部会委員が入場されますので、しばらくお待ちください。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

白川賃金指導官

では撮影はここまでとさせていただきます。

それでは定刻より少し早いですが、ただ今より、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1 から 5 の資料と、別途資料として中央最低賃金審議会の資料、また使用者代表委員の資料をお配りしております。ご確認いただきますよういたします。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山部会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中山部会長

それでは、ただ今より第2回愛知県最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をお願いします。

○白川賃金指導官

着座にて失礼いたします。委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員がご出席、労働者代表委員は、3名全員がご出席され、そのうち安藤知子委員については、リモートによるご出席を希望されています。使用者代表委員は、3名全員がご出席となっております。

安藤委員のリモートによる出席についてですが、「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程」第4条第1項により、「部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができる。」とされております。そのため部会長にご意見をいただきたいと存じます。

○中山部会長

わかりました。安藤委員のリモートによる出席についてですけれども、運営規程に基づきまして、部会長としてテレビ会議システムを利用する方法と判断し、安藤委員の出席を認めたいと思います。

○白川賃金指導官

ありがとうございます。それでは、リモートでの安藤委員の出席を含めて、委員9名全員がご出席されているため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たし

ていることを併せてご報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。

議題(1)「令和7年度愛知県最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をお願い致します。

○佐野賃金課長

事務局から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料説明の前にまず、厚生労働省より専門部会委員の皆様にご視聴いただくよう、中央最低賃金審議会の藤村博之会長からの目安の答申に当たってのビデオメッセージが8月5日の夜に届きました。

本日、第2回の愛知県最低賃金専門部会において、示された目安を参考にして審議がこれから本格化していくものと思われますので、その前に、少しお時間を頂戴いたしまして、皆様にご覧いただきたいと思います。

準備をいたしますので、少しお待ちください。

ビデオメッセージ視聴

○藤村中央最低賃金審議会会長

皆様こんにちは、中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度も、目安の位置付けの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素というのを設けております。労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、これを考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということも法定されております。

その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すということになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮詢の際に求められているということから、

それを無視できないものになっております。具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。次に目安について、ご説明したいと思います。

令和5年の全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されており、
「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという
観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、
あるいは目安を下回ることもありうるというふうに私どもは考えております。地方最低賃金審
議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定
の根拠等を十分に参照されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づい
た議論を尽くした上での決定をしていただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労
使で7回に亘って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消
費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企
業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてご説明をいたします。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基
準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物
価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めているこ
とや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあること。令和6年に
おいては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグル
ープである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていること、これ
らの点を公労使で確認いたしました。しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標として
みた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」だけに含まれるものではなくて、また、様々な生
活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1
回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む
「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近
傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をい
たしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく
、複数の指標を総合的にみようということになりました。今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加
えまして、4つの指標を追加的にみることといたしました。具体的には、「頻繁に購
入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございま
す。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月
以降の平均が3.9%でしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を
含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をいたしました。なお、4つの項目の平均の
上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になってお

ります。

3要素の二番目、「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に三つ目、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認をしております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であったというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明した点と一部重複はいたします。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められております政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識をしてまいりました。

そういった中、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円・率にしますと5.6%、Bランク63円・6.3%、Cランク64円・6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものでございます。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知

しておりますので、適宜参考にしていただきたいと思います。

次に発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がってあります。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際には、様々な資料やデータに基づいて公労使で真摯な議論を続けてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会などの議論も参考にさせていただいている、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待をしております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目していくたいと思います。以上で私からのメッセージでした。

○佐野賃金課長

以上でビデオの視聴は終了いたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料の1ページの資料1は、部会長及び部会長代理を記載した愛知県最低賃金専門部会の名簿となります。

資料の2ページからの資料No.2の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、「公益委員見解」及び「小委員会報告」これにつきましては、令和7年8月5日に開催されました第521回愛知地方最低審議会においてご説明させていただいたとおりでございます。

資料の4ページの「公益委員見解」の項目1に引上げ額の目安の表があり、愛知県を含むAランクの引上げ額目安は「63円」となっています。

資料の57ページからの資料3は、「令和7年最低賃金に関する基礎調査に基づく総括表」です。7月24日付けの確定値版となります。

資料の58ページからの、横書き左上に「総括表(1)」と記載のものは全産業についての「規模別、地域別、年齢別表」となっています。

資料の64ページからの、横書き左上に「総括表(2)」と記載のものは、全産業についての「性別年齢別表」となっています。「総括表(1)」と「総括表(2)」には、愛知県最低賃金1,077円のところに赤いラインを入れてございます。

資料の69ページの資料4「影響率・未満率の推移（平成27年度～令和6年度）」及び70ページの資料5「最低賃金引上げ状況等の推移（愛知）令和6年度」これも、本審で配布した資料と同じものですので、説明は省略させていただきます。

また、別途資料として、第4回目以降の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会で配布された資料もお付けしております。事務局からは以上となります。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました内容について、何かご質問等はございますでしょうか。

○中山部会長

よろしいですか。第1回専門部会では、本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けた労使双方からの基本的なご意見を伺いました。

本日は中賃の目安金額も示されておりますので、改正金額を含めまして、改めて労使各側のお考えを伺いたいと思います。

まず、労働者側いかがでしょうか。

○寺田委員

労働側代表の寺田です。よろしくお願いいいたします。

基本的な考え方は前回お伝えさせていただいた通りでございます。ご存知の通り目安も出ておりまして、公益見解もお聞きさせていただきました。それにあたって受止めと今後について述べさせていただきます。

我々労側として3要素を総合的に勘案して、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生活費・生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目されたというお話があり、その点につきましては我々が第1回で述べさせていただいたことと合っているかなと思っています。同じ認識でいるかなと思っていますし、目安金額につきましては、昨年を上回る過去最高の額が示されたということもありまして、やはり物価が上がり続けて実質賃金のマイナスが続く状況下、労働者の生活が基本的に厳しい状況でありますし、その状況をくみ取っていただいて日本全体で打破するための目安額として示されたのかなというふうに思っておりますので、一定の評価はさせていただいております。

しかし、一方で我々連合として中期的に一般労働者の賃金中央値の6割水準というところを目指しておりますし、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むための連合独自のリビングウェッジというものを算出させていただいておりますので、やはりその水準ですね、各県毎出ておりますので、その水準に到達することが重要と考え、今後の審議については3要素が愛知においてどうかという点も確認するとともに、関東圏や関西圏に人材流出など愛知におかれる状況も踏まえつつ議論を求めていきたいと思います。まずはリビングウェッジというところを重視しております、ということをお伝えさせていただきます。以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側いかかがでしょうか。

○岡安委員

はい、岡安です。よろしくお願いいいたします。まず、示されました目安につきまして、やはりかなり大きい金額だという認識でございます。後は冒頭でいただきましたビデオメッセージのとおりですね。かなりいろいろな側面から考慮頂いた数字で、考え方としては納得性を高めるた

めにかなりいろいろなことをされていたというところですね。

特にこれはどうかなと思うところはないところではございますけれども、最終的なこの金額について、どの企業でも可能かというところで申し上げますと、やはりこれになかなかついていけない企業もあるということを考えると、まあという認識でございます。

ですので、これはあくまで中央で全体的なバランスを見たところの事由でございますので、中央最低賃金審議会長がお話ししていたとおりですね、目安は目安として、そのままのこともあります、上回ることも下回ることも、いずれの可能性もあるということで、今後使用者側としても議論を進めていきたいなと思ってございます。

その中で目安のとらえ方ですが、全体としての考え方としては、加重平均で6%に当たる63円というような表現でございました。6%という数値は一つ目安のポイントかなと思う一方で、ランク別で見た場合の数字も示されてございまして、ランク別Aランク63円は5.6%に当たる、Bランク、Cランクそれぞれ別なのですけれども、当地はAランクですので当地は5.6%という数値、これも一つ重要な数値かなというふうには思っています。

生計費につきましては当地のものである、当地のものを実際に見て確認してそれで比較するべきかなと思いますし、当地のものがない場合には中央値を参考にして見ていくべきかなと思ってございます。

前回少しお話させていただきました賃上げの状況についての資料、使用者側資料として今回ご用意させていただきましたこここの部分について、少し説明させていただきたいと思います。

使用者代表委員資料 1ですね。2025年春季労使交渉等最終報告というところで、賃上げだけの平均額が14,259円ということで、これが前回申し上げましたが、定期昇給を含む金額で4.72%ということでございます。

この裏面を見ていただきますと、真ん中より少し下のほうに、定昇とペアを実施した企業における賃金引き上げの状況という記載がございます。この中の3個目の方で括弧してうちペアと書いてある、ここが正しくベースアップした金額でございまして、10,145円3.32%というところでございます。これは前回労働側からお示しいただきました、連合愛知さんの数字の3.59%の賃金改正、これと近似値でございますので、集計方法がそれぞれ加重平均が連合愛知さんというふうに認識しておられ、私どもは単純平均、そのあたりを加味しますと、やはり当地の水準としてベースアップはこの3%台中間のあたりだったというのが労使共通に認識できるのかなと思ってございます。

ただ、一番下のところですね、同じページの、今期賃金交渉で考慮した要素というところで、人材の確保・定着というところが一番でございます。二番目に物価の動向、三番目に円相場、四番目に業績などが続いているところですが、春季の交渉を進めるにあたって労使での話し合いのもと、物価の動向ですとか、人材確保のことを考慮して、労使で合意した水準がこの数字だということで、当地の賃金の水準としては、我々としては重視していきたいと考えている数値でございます。

もう一つは価格転嫁の動向でございます。こちらが、中小企業庁さんが出しているフォローアップ調査の中で、前回、主だったところはご紹介いただいていますので、補足的にここの部分の抜粋だというところでお示ししたいことが、4枚ぐらいおめくりいただきますと、サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況というのが書いてあって、式が右下で見づらいかも知れ

ないですけれども、ページが17のところです。

これがサプライチェーンの階層別にどのようなかたちで価格転嫁するのかというところで、4次下請け以上が40.2%、1次下請け以上が53.6%と比べると、かなり大きな差があるというふうな認識でございます。このあたりも、一番下に合わせるのは必ずしも正しいとは思ってございませんけれども、こういった実態もあるというところで、平均値だけではなく価格転嫁、十分に進んでいるところと、そうでないところがある、この差にも着目して議論をしていきたいと思っているところでございます。

加えて18ページをご覧いただきますと、大変この場で申し上げるのは心苦しいですけれども、官公需における価格転嫁の状況ということでございまして、これがいわゆる官公需でございますので、これですら転嫁率52.3%というところでございますので、民間同士は色々交渉があるとは思いますけれども、こういった公共事業を請け負っている企業さんも当地沢山ございますので、こういったところで価格転嫁が十分に進んでいないというところもございまして、理由としまして、予算がないことを理由に応じていただけないとか、一方的に価格を押し付けというところで、一部でこういうこともあるということもありますので、行政からのご支援を考えただくうえでは、こういったところもしっかりと、そういうようなこともお願いしたいと考えてございます。私の方からは以上でございます。

○中山部会長

ありがとうございました。ただ今、労働者側、使用者側、各委員の方からお考えを伺いましたけれども、労働者側から使用者側へ、あるいは使用者側から労働者側へ、今のご意見を聞きまして何かご質問なりあればお願いしたいです。

○寺田委員

ご説明ありがとうございました。一点、補足というか、我々のデータを見てきたところをお伝えさせていただきます。先ほど岡安委員から頂いたサプライチェーンの価格転嫁の状況で、これが今年の3月に行ったそれで6月に発表されたデータだと思いまして、その前の段階で、昨年の9月に同じ調査をされたものを見ておりまして、それを見ると若干今回お示ししていただいたものが、それぞれ1次請けから4次請けまで改善傾向にあるなというところは、こちらも見ておりますので、そこら辺も考慮させていただきたいなというところであります。

具体的に数字だけ申し上げておきますと、1次請け51.8%が一個前、2時次請けが46.1%、3次請けが39.7%、4次請けが35.7%という転嫁率だったので、2%から5%転嫁率は上昇傾向にあるかなというところは見ております。そこらへんも考慮したいと思います。以上です。

○中山部会長

はい、他にあればお願いいいたします。

○寺田委員

安藤さん大丈夫ですか。

(安藤委員に確認)

○中山部会長

ただ今、労使双方の委員の方からお考えを伺いましたけれども、相通じる状況にはございません。そのため各側の主張や、今いただきました意見等を踏まえまして、改めて各側別室で委員の中で意見調整をしていただきたいと思います。

そして各側の意見をまとめていただきたいと思っております。そのため本専門部会については一旦休会とさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(労使に確認)

○中山部会長

それでは、本専門部会を一旦休会とさせていただきます。

(一旦休会)

○白川賃金指導官

事務局よりご案内いたします。

専門部会は、各側の委員が検討にそれぞれ入りますので、専門部会は一旦休会となります。

専門部会が休会の間、傍聴者及び報道機関の皆様はこの梅の間を控室とさせていただきますので、ご利用ください。専門部会の再開が決まりましたら、事前に再開時間をお知らせいたします。

お待ちいただく間は、他に会館を利用されている方がお見えになっていますので、お静かにお待ちください。

また、館内をむやみに移動されると、今後の会場の使用に支障をきたすおそれがありますので、大変申し訳ありませんが、必要以外は退室をせず、控室でお待ちいただくよう何卒ご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、この場で帰られる方は、事務局職員にお声掛けいただきますようお願いいたします。

それでは、この梅の間でお待ちください。

○白川賃金指導官

事務局よりご案内いたします。

ただ今、専門部会長から、午後4時から専門部会を再開するとの伝達がありましたので、お知らせします。

傍聴を希望される方及び報道機関の方は、午後4時までに指定のお席にお座りになり、お待ちいただきますようお願いします。

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

最低賃金の金額改正に向けて、労使双方から金額改正に向けた検討内容・妥協点等を含めましてご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

労側の寺田です。まず、安藤の方、ウェブで参加していたのですけれども、ウェブの通信の状態が良くなくて切れるようになってしまったので、途中で退出させていただきました。申し訳ございません。

労側の方で再度検討させていただきました結果、これまでも、意見書にもある1,500円、1,700円という大きなところもありまして、我々としては基本的にはそこをしっかりと目指していきたいなというところもあります。

やはりいきなり上げると、なかなか3要素を見ていると難しいのかなと思う所もありまして、今のところ、先ほど連合愛知のリビングウェッジというところですね、愛知の場合でいきますと1,170円というところが今、昨年算出されたところがありますので、そこがより現実的で1,500円に向けて1,700円に向けて、そこがまずは目指すべきところではないかと思っておりますので、今の段階ではこの1,170円を考えているというところです。

上げ幅で行くと93円ということになります。しっかりと後は、今後の議論につきましても生計費のところを重視していますので、しっかりと細部に渡ってもう一回精査をしていきたいですし、情報も集めていきたいと思っております。以上となります。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

使用者の方も先ほどいろいろと情報を整理させていただきまして、やはり使用者側としましては、本日の資料として出させていただきましたペアの水準ですね、これが3.32%というところで、愛知県の経営者協会の数字でございますので、これは35円程度というところです。

ただこれ、皆さんご存知だと思うのですけれども、ベースアップを交渉するうえでは労働条件を改善というのも、ここに含まない数字も出ておりますので、意味合いとしましては、この35円が本当に最低の金額で、労働条件の改善につい

てそれとなくいろいろとバッファーを持って検討していただいて、それで当地の賃金水準を上げるとともに、労働条件も魅力的なものにしていただいて、それで人手が当地に集まつてくるような、そういうた産業構造を作つていって、産業の発展に労使で一緒にやっていきたいという思いでございます。

また、生計費も非常に重要な数字だと思ってございます。地方で示されている数値も見させていただいて、当地の方も大きな乖離がないのかなとは思うのですけれども、こういった数値も、このベースアップ、春の交渉を考える上では当然労使で物価の動向というのを見ながら話し合つた数字もここに含まれているという意味合いを持って、この35円という数字を使用者側としては現状においては考えているところでございます。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方からご意見をいただきましたけれども、何かそれにつきまして質問等がありましたらお願いしたいと思います。

○寺田委員

よろしいですか。使側の今のお考えについて一点だけお伺いしたい点がございまして、ペアの3.32%ということでお伺いしております、我々の加盟組合の中でも時給で働いている組合もおりまして、そこは労使で話し合ううえで結構定期昇給がその時給者しかないところも結構多くあります、その分でいくと、時給を考えるときには、ある程度やはり、我々で言う定昇とペア分を足し合わせて、全体の中で上げていかなければいけないねというところを出しているのですね。

その時給を考える上で、そこを上げている状況ですので、我々が計算するときにはいつも定昇分も含めた、一般組合による定昇も含めた分で、今回で言うと5.何%というところで、計算して出しているところもあるので、そういったところはお考えになつていなかつていいかというところはご確認させていただければと思います。

○中山部会長

使用者側、何か。

○岡安委員

そうですね、すみません。時給の方が、定昇がない、あるということにつきましては、現状把握してはございません、具体的には。ただおっしゃることもあるとなると、そのようなものをどのように加味するかというのは、当然労使で考えることでございます。

一方で、定昇のある会社もあるかとは存じますので、そういった意味合いで一律で上げるのはこのペアの部分に相当する部分で、プラスアルファをする時には、今のようなお考えを、定昇をやつていなかつた会社につきましては、そこを

加味して、こういったタイミングでプラスしていくことは可能であると考えます。

そういうところは各労使のそれぞれで状況に合わせて、一律にそれをしようとしますと、定昇の部分も込みで最低賃金を上げようと思いつますと、普通に定昇で頑張って成果を反映した人からして見ると、こういうタイミングで上がるんだったら別に頑張らなくても、どこかで上げてもらえるんだったらいやみたいな、モチベーション下がるよ、みたいなこともあるのかなというところも懸念されるところでございます。使用者側としては以上でございます。

○中山部会長

よろしいですか。

○寺田委員

すみません、一点、その最後のところですね、我々は春の闘争でいつも、松村のところもそうですし、私のところもそうだけど、定昇は基本的に勝ち取るものというふうに思っていますと、毎年労使で話し合って、じゃあ出してもいいよということで、定昇という言葉があるのですけれど、そこも労使で話し合って、その分を賃上げの部分に乗せているというところもあるので、そういうふうにならないように労使考えてやっていますということをお伝えしたいです。

○中山部会長

はい、他に何かありますでしょうか。

○岡安委員

すみません、リビングウェッジのお話で、これも、今年は1,170円というのは、水準としてお示しいただいた、この最近の動向と今後の見通しについてどのような感じでお考えになるのかな、というのは、この1,500円というのは2年ぐらい前かな、から言い始めたところで、一つの目標であるのですけれども、リビングウェッジについては生計費とかを考えることだと思いますが、これに連動しているものだと思いますので、近年の動向、一つこれは物価の動向を反映した数字なのかなと思って、どういうふうに連合として、労働者側としてお考えなのかというのをお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺田委員

連合が出しているものなのですけれども、これはおっしゃるとおり物価の動向を含めてやってあります。基本的に5年スパンで出してあり、近年だと物価の変動が激しいものですから、1年ごとにカスタマイズというか、微調整をしているという状況がありますので、やはりこの先も上がってくる感じがしておりますし、ただこれ現実的に見ているところが結構あるので、目標は例えば中央値の6

0 %を目指すというところ、それに向けて現実的にステップを上げていくためには、ここでこの仕様が使えるというのではないですけれども、現実的な数字で、リアルタイムで見ているかなと見てています。

○岡安委員

この2～3年の動向って、上がり幅はどのような感じで推移しているか、分かれますか。

○寺田委員

ちょっと今すぐには手元にないので、ちょっと一回出してみます。

○岡安委員

分かれれば。

○寺田委員

はい。

○中山部会長

他にはいかがでしょうか。

○松村委員

すみません、松村と申しますけれども、先ほどから物価、生計費が重要な要素だと言っているのですけれども、一点、企業の支払い能力の件で、お伺いしたいということがあるのですけれども、先ほど価格転嫁の話もあって、なかなか進んでいないというお話もあったかと思いますが、一方では、国も結構賃上げに対して前向きな姿勢で、愛知県においても、色々な中小企業、小規模事業者への支援策ということで、色々業務改善助成金だと、あとは働き方改革推進支援助成金だと、色々な助成金も出ている中で、そこも賃上げの一つの原資という意味合いで支援策もオープン化されていますけれども、どう言いますかね、支援金の今の状況がどんな感じで、企業としてもそれが賃上げに充てられているのかどうかも含めて、状況だけでもお伺いできればなと思いますけれども。

○中山部会長

はい、どなたか。

○古閑委員

古閑です。今、支援金関係、補助金関係も色々あるのですけれども、よくそういった賃上げで、マーケット上げますよというようなところでやろうとするとですね、結局毎年5%ずつ、単年度の5%で終わるのではなくて、毎年労務費が一

定数変わつてきますので、そうするとなかなか一回の補助金で、それで補助金をもらったから、それで企業の方が今のそういうた設備投資もできないとか色々するのですけれども、そうするとどこかで逆転現象で、貰った補助金よりも労務費の方が高くなるというケースが出てきますので、労務費の、例えば50,000円とかの賃上げも達成できないと、助成金を一部返還する必要が出てくる、そういうケースもありますので、補助金もいっぱいあるのですけど、これを活用しようとすると、今言った支援部分がありますので、なかなかこの中小零細というと活用は難しいなということがあります。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

○岡安委員

補足させていただきます。手続面でもご存知のとおり、色々な事象が出ているとおり、中小企業のほうがやはり労働時間といいますか、残業時間も結構長いみたいなところもあって、そんな中で管理部門も、余裕のある中小企業さんはまだごく一部でございます。

そのような、プラスアルファの仕事になる、こういった助成金などの補助金の申請については、なかなか内部の人では手が回りきらない。だとすれば専門家、色々と何とか出身の先生だとか、そういったところにご相談もできるのですけど、そのためにはその分のコストがかかって、そうすると助成金がすべて回るわけではない。そういう方にお願いするにあたっても、基礎となる資料は社内で用意して下さいといわれて、結構基礎資料の準備は手間が変わらない。申請書類を書くところは代行してもらったりするけれども、そうすることによって費用が発生しますので、結局助成金の中から一部実際に企業で賃金の原資に使える金額が減ってしまうということですね。

十分に使える中小さんは少なくてですね、大企業さんですとね、専門のスタッフの方とか、ある部署については十分できるかと思うのですけれども、そういった環境にありますので、そういったところは今後手続面も含めて、是非行政の方も手厚い補助をお願いしたいと思っているところでございます。

○中山部会長

はい、今出ました、支援策、手続面でもありますけれども、その他に使用者側でどういう内容の支援策というのが希望というか、あれば良いと思われますでしょうか。

○堀江委員

すべてのことが言えるとは思わないけれども、例えばその業務改善だとか職場改善だとかいう、補助金、支援金があるのですけれども、本当に心を碎いて従業

員と一緒に仕事をやっている会社って、その辺って自社努力ですでにやっているんですね。

なので、本当に何もやってないところは当然使えるかも知れないですけれども、ある程度頑張ってやっているところに関してはもうすでにやっっちゃっているので、じゃあ使えないよねというの結構あるなというのは実感として感じています。参考までに。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。他にありますか。

○水野委員

労側に質問させていただきますけれども、生計費、先ほど現状での、あったかと思うのですけれども、エンゲル係数のところで、愛知県も生活の物価というのをどのように見て、うかがえる程度の比較で何か分かることはないでしょうか。

○寺田委員

はい、うちの安藤がたまたまユニーのブロックにいることもあります、結構感覚的に分かっている、食品がやはり価格的に分かると思いますし、ニュースでも米の価格でもここら辺は一帯が高いという話が出てきて、安藤が調べたところ、食品はすごい高い状況であるので、エンゲル係数的には相当負担になっているだろうなというふうに見て取っています。

家賃とかはなかなか分からないので、やはり食品の部分は高いというふうに見てあります。まだ詳細は調べ切れていませんけれども、そういう感覚で今のところ思っています。以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

今労使双方から意見を伺いましたけれども、依然として隔たりがございますので、専門部会については継続審議とさせていただきたいと思います。

次回労使双方のご協力を賜りながら円滑な審議を行い、部会報告を取りまとめたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○中山部会長

それでは、次に議題(2)その他に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(労使に確認)

○中山部会長

よろしいですか。事務局から何か、連絡等ありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

着座にて失礼いたします。事務局からご案内申し上げます。

次回の第3回専門部会の日程についてご連絡いたします。第3回専門部会は、8月19日(火)午前10時から開催を予定しております。会場は、本日と同じ桜華会館2階「梅の間」となりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○中山部会長

ただ今の事務局からの連絡について、何かご質問がありますでしょうか。

(質問等なし)

○中山部会長

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、専門部会は閉会といたします。本日は、お疲れ様でした。

ありがとうございました。

○白川賃金指導官

第2回愛知県最低賃金専門部会は閉会いたしました。この後引き続き控室をご利用される場合は、事務局までお申し出ください。傍聴の方はしばらくお待ちください。委員の皆様方は退室をお願いします。

それでは、以上をもちまして、第2回愛知県最低賃金専門部会は終了いたしました。

(令和7年8月7日)第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録